



N e w s L e t t e r

みんなのまちづくり

第35号 / 2011. 3. 30

発行 明姫幹線南地区 まちづくり協議会 広報部会

明姫幹線南地区まちづくり協議会会員の皆様へ

“明姫幹線南地区まちづくり協議会”会員のみなさまには、ご健勝にお過ごしのことお慶び申し上げます。

昨年は、春が異状に寒く、また夏は記録的な猛暑となり、農家に甚大な影響をもたらしましたが、このような気象は、恒常化するのではないかとの見方もあり心配しているところ です。

この度は、3月11日に三陸沖を震源とするマグニチュード9.0という東北地方太平洋沖地震が発生し、今までに例を見ない規模の巨大地震により、甚大な被害となっています。時間が経っても余震がおさまらず、なかなか被災状況が把握できない状態が続いています。また、福島第一原子力発電所でも事故が発生し、被害が拡大するのではないかと 思われます。被害にあわれました方、その家族を含むすべての方々に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願うものであります。

さて、“明姫幹線南地区まちづくり協議会”は発足から10年の節目となり、次のステップに入るわけですが、近年の人口減少や中心市街地の空洞化といった社会現象を受け、既存ストックの活用やコンパクトなまちづくりなど、まちづくりの考え方が大きく変わり、市街化編入が難しくなっています。そのような中、目に見えるようなまちづくりが停滞している状況でございます。

ただ、この区域の土地利用に関しての“明姫幹線南地区まちづくり協定書”は一部改訂を加え一段と良くなっているのですが、網の目を抜けるようにして資材置場や青空駐車場などの農地転用が進んでいます。一刻も早くまちづくりを遂行していきたく思いますが、意に反して市の財政状況、実施に際しての減歩率などから、率直に進められないジレンマを痛感しています。

しかし、日本の経済は足踏み状態から、やや上昇の傾向が見られるとの新聞等の報道もあり、後しばらくの辛抱かなと思います。

今後の景気の動向を注視し、みなさまと共に希望を繋げていきたいと思う次第です。

明姫幹線南地区まちづくり協議会 会長 塩崎 真一郎

まちづくり協定区域内において資材置場等に利用するときには

前回の「みんなのまちづくり第 34 号」でお知らせしました明姫幹線南地区まちづくり協定書の中の第 7 条において、「まちづくり協定区域内においては、資材置場等、その他日常生活に著しく不快感をあたえるものの用地として新規に利用してはならない。建築物等に附属する駐車場を設置する場合、及び明姫幹線南地区まちづくり協議会の役員会の議決を経た場合においては適用しない。」と明記しています。



協議会の条件を履行し、前面道路の舗装等を行った青空駐車場

まちづくり協議会では、基本的には資材置場や青空駐車場への利用は認めていないのですが、資材置場等に利用するときは、届出された内容について役員会で協議いたします。新規土地利用に対して条件を付して、その条件を承諾していただける場合には、まちづくり協定の区域内における行為の届出書に、条件を履行する旨の確約書を添付していただいで、条件付きで資材置場等の利用を認めるといった手続きをとっております。

資材置場等の新規土地利用をされる方は、まずは事務局まで相談いただきますよう、よろしく申し上げます。

右ページに確約書の一例を掲載いたします。

◇ 事務局からのお願い ◇

まちづくり協定区域内で、大型車両等の通行により水路際の路肩が崩れて水路内に土が堆積するといったことが発生し、水利組合などの方々が困っておられます。車両での通行の際には路肩を崩さないように、また、わだちを作らないよう注意して運転をお願いします。

もうすぐお花見の季節になりますが、お花見で発生したゴミ等は各自で持ち帰り、そのまま放置しないようにお願いします。



* 「みんなのまちづくり」への広告募集について *

協議会の活動資金を得るため、「みんなのまちづくり」への広告を募集しています。約 4cm × 8cm のサイズで 1 口(2 回掲載)5,000 円となっています。この「みんなのまちづくり」は明姫幹線南地区の地権者等に約 750 部配布しています。「広告を出してもいいかな」と思われた方は事務局までご一報ください！
ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

確約書(例)

資材置場及び青空駐車場としての新規土地利用に付す条件について

記

資材置場及び青空駐車場

土地利用申請地：

1. 作業時間は、午前8時から午後6時までとする。
2. 申請地内に建物を建築しないこと。
3. 使用する車両、通行の時間帯等については明姫幹線南地区まちづくり協定(平成20年8月9日締結)第9条の車の通行基準を遵守すること。
4. 駐車場は全面舗装をすること。舗装については、透水性の舗装をすること。
5. 車両が出入りを行う申請地の接する道路部を厚さ5cmの密粒舗装にて全幅舗装すること。
6. 出入口を除き申請地の外周幅1.0m以上を生垣等を設けるなどの緑化を図るよう努めること。(明姫幹線南地区まちづくり協定 第8条第1項)
7. 造成においてはコンクリート擁壁等を設置し、申請地の周囲に排水設備を設置すると共に、隣接地、道路、田等に排水が流出しないようにすること。また水路を利用する場合は、地元水利組合と協議すること。
8. 擁壁等の天端にはネットフェンス等を設置し、資材等が隣接地に迷惑をかけないように留意すること。
9. 申請地の周辺に自動車等を路上駐車させないこと。また自動車等については、エンジンのかけっぱなしによる騒音等が発生しないようにすること。
10. 申請地では資材の積み下ろし以外を行わないこと。
11. 申請地における資材の積み下ろし作業により、騒音、振動、臭気、粉塵が発生し、近隣住民から苦情が出た場合、直ちに申請地の利用を中止すること。近隣住民からの苦情が改善されるまで申請地の利用を行わないこと。(明姫幹線南地区まちづくり協定 第8条第2項)
12. 本通知は、明姫幹線南地区まちづくり協定(平成20年8月9日締結)第7条の資材置場等の使用についてのものであり、その他の協定内容についても遵守すること。
13. 申請地を第三者に賃貸又は譲渡等により利用者が変更した場合、上記の土地利用の条件を承継し遵守すること。また変更した利用者は再度確約書を提出すること。
14. 申請地を資材置場及び青空駐車場以外に利用する場合には別途協議すること。

平成 年 月 日

上記の条件を履行することを確約いたします。

住所

氏名 (印)

連絡先

新役員大募集!!

平成 23 年度には、2 年に 1 回開催される総会が、5 月に予定されています。

そこで、新たに役員になってもいいとおもわれる方を募集しています。みなさんで知恵を出し合い、「将来のために頑張ろう!」という方、是非とも事務局にご一報ください。よろしくお願いします。



(広告)

～事務局からのお知らせ～

平成 23 年 1 月 1 日付けの人事異動により、新木まちづくり部長に代わり新しく金子部長がまちづくり部長に就任しました。

協議会の運営やまちづくりに関するご質問は、各地区役員及び事務局に遠慮なくお問い合わせ下さい。

明姫幹線南地区まちづくり協議会 事務局：高砂市まちづくり部まちづくり推進課

TEL：079-443-9033

FAX：079-443-9091

e-mail:tact3810@city.takasago.hyogo.jp